

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月9日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社スカパーJSATホールディングス
【英訳名】	SKY Perfect JSAT Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 政徳
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目14番14号
【電話番号】	03(5571)1500
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益(百万円)	34,990	35,171	141,068
経常利益(百万円)	3,760	463	13,472
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	1,900	1,053	14,223
純資産額(百万円)	174,105	176,860	183,339
総資産額(百万円)	313,179	338,724	335,163
1株当たり純資産額(円)	50,613.18	52,498.68	53,560.19
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	564.58	313.15	4,226.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	54.4	52.2	53.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	15,617	15,669	39,340
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,215	8,249	23,886
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,122	3,184	10,835
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	42,847	70,980	66,727
従業員数(人)	910	834	829

(注1) 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

(注2) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注3) 第3期第1四半期連結累計(会計)期間及び第3期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

第4期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注4) 従業員数は、就業人員(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外部への出向者は除き、当社及び連結子会社外部からの出向者並びに契約社員を含む)であります。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動については、次のとおりであります。

当社の連結子会社であるスカパーJSAT株式会社は、平成22年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社スカパー・ウェルシンクを吸収合併いたしました。

当社の連結子会社である株式会社スカパー・ブロードキャスティングは、平成22年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社eTENを吸収合併いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は次のとおりであります。

なお、当社の連結子会社であるスカパーJSAT株式会社は、平成22年4月1日に東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社より、株式会社データネットワークセンターの発行済株式の49%を取得し、同社を完全子会社化しております。

また、株式会社データネットワークセンターは、平成22年6月25日付で本店所在地を東京都渋谷区から神奈川県横浜市へ変更するとともに、平成22年7月20日の株主総会において商号を株式会社スカパー・カスタマーリレーションズへ変更することを決議しております。

(1) 連結子会社の範囲から除いた会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
株式会社スカパー・ウェルシンク (注1)	東京都 港区	480	コンテンツ開発・投資事業	100.0 (うち間接保有100.0)	役員の兼務 無
株式会社eTEN (注2)	東京都 港区	115	放送法による委託放送事業	100.0	役員の兼務 無

(注1) 平成22年4月1日に、当社の連結子会社であるスカパーJSAT株式会社に吸収合併されております。

(注2) 平成22年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社スカパー・ブロードキャスティングに吸収合併されております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	834 (359)
---------	-----------

(注) 従業員数は、就業人員(当社及び連結子会社から外部への出向者は除き、外部からの出向者並びに契約社員を含む)であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。但し、業務委託契約に基づき派遣された人員については、就業時間を始め、就労に関する諸条件が当社グループの規程の適用範囲ではない為、臨時従業員数に含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	16 (-)
---------	--------

(注1) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 従業員は、スカパーJSAT株式会社からの出向者(兼務出向者を含む)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び連結子会社は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注生産を行っておりませんので記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
有料多チャンネル事業	27,505	0.2
衛星事業	7,666	3.1
合計	35,171	0.5

(注1) セグメント間取引については相殺消去しております。

(注2) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、新興国とアジアを中心に循環的な景気回復の力が強まってきていることにより、いわゆる二番底の懸念は当面薄れてきております。一方、わが国経済においてはGDPを中心とした景気指標に上向きの兆しが見られるものの、欧州を中心とする景気の下振れや円高リスクには引き続き注意が必要です。

このような経済環境の中、消費者市場では節約疲れの声に押された購買意欲の変化やデジタルテレビへのエコポイント付与による需要の促進等、当社有料多チャンネル事業にプラスの影響と思われる状況もありました。

有料多チャンネル放送業界においては、平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に伴うデジタルテレビ販売増が追い風となっております。また、平成22年は3D元年といわれ、映画での3D成功に続き家電メーカー各社の3Dテレビが市場に出揃い、今後3D放送への注目度が一層高まっていくものと考えられます。このような事業環境の中、ハイビジョンチャンネル、3D、トリプルプレイ等のキーワードを軸に、衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV等の有料多チャンネル放送業界における新規顧客獲得と既存顧客の囲い込みの競争はますます激化しております。

衛星通信業界においては、光ファイバや無線ブロードバンド等の通信サービスとの競争環境が厳しい状況にあるなか、汎用性や耐災害性等の通信衛星の優位性を活かした各種放送・通信サービスの開発・提供が進められております。また、平成21年に制定された宇宙基本計画に基づく宇宙・衛星事業の官需から民需への移行は当社にとって新しい事業機会の萌芽となります。

このような事業環境の中、当第1四半期連結会計期間における当社グループの営業収益は、有料多チャンネル事業における累計加入者からの収入を基盤とした収益と、衛星事業における安定した顧客基盤からの収益を計上しております。有料多チャンネル事業では、連結除外となった株式会社ケーブルテレビ足立分の収益が減少したものの、スカパー！e2を中心としたDTH顧客の増加による収益、ダイレクトマーケティングによるHDチューナー販売の増加などがプラス要因となっております。衛星事業では、移動体通信サービスの収益増が貢献しており、営業収益合計では35,171百万円(前年同四半期比0.5%増)となりました。

営業利益は、2010 FIFAワールドカップ南アフリカ関連費用計上、スカパー！HD加入者獲得費用増加、平成21年に打ち上げた2機の衛星の減価償却費増加等の積極策によるコスト増により、1,045百万円(前年同四半期比74.1%減)となりました。経常利益は、営業外収益として余剰資金の運用による受取利息、営業外費用として支払利息等を計上した結果、463百万円(前年同四半期比87.7%減)となりました。税金等調整前四半期純損失は、特別損失として資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額990百万円等を計上したことから、743百万円(前年同四半期は3,713百万円の利益)となりました。また四半期純損失は1,053百万円(前年同四半期は1,900百万円の利益)となりました。

なお、セグメント別の概況は、次のとおりであります。(業績については、セグメント間の内部売上高等を含めて記載しております。)

1. 有料多チャンネル事業

当第1四半期連結会計期間における有料多チャンネル放送の加入件数は、デジタルテレビの普及拡大に伴うスカパー！e2の契約増により順調に拡大しました。またスカパー！HDの加入促進を積極的に展開し、スカパー！e2と共に2010 FIFAワールドカップ南アフリカを契機とする加入者増を期待しましたが、大会開幕後に注目度と話題性が隆盛となるような動きであったことなどから、新規契約件数は全体で157千件と前年同期の160千件をやや下回りました。

一方、解約率はスカパー！e2の顧客維持プログラムが奏功したことや解約率の低いスカパー！HDの加入者増などにより前年同期比で16.1%から15.0%へと改善した為、契約純増は前年同期比9千件増の32千件となりました。これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の個人契約件数累計は3,720千件となりました。

2010 FIFAワールドカップ南アフリカでは全64試合をハイビジョン生中継し好評を博しました。また、6月19日の日本対オランダ戦に合わせて日本初の3D専門チャンネルを開局し、期間中に25試合を3Dで放送し、ハイビジョンに加えて3Dの魅力をアピールする良い機会となりました。

さらに、スカパー！光でも5月1日より66チャンネルのハイビジョン放送を開始し、スカパー！HDと同時に3D放送も開始しております。

当第1四半期連結会計期間において、有料多チャンネル事業の営業収益は27,517百万円(前年同四半期比0.2%減)となりました。一方、営業損失は、上述の積極策によるコストの増加や株式会社ケーブルテレビ足立分の利益が減少したこと等により458百万円(前年同四半期は2,638百万円の利益)となりました。

2. 衛星事業

当第1四半期連結会計期間における衛星事業は、当年6月25日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが衛星携帯電話(ワイドスター)サービスに利用していた衛星「N-STAR c」を同社より譲り受け、衛星回線と役務を提供することとなりました。また衛星移動体サービスを提供する子会社JSAT MOBILE Communications株式会社がインマルサット第4世代衛星を利用した新型衛星携帯電話「IsatPhone Pro」の発売を発表しております。

当第1四半期連結会計期間において衛星事業は堅調に推移し、営業収益は7,854百万円(前年同四半期比2.4%増)、営業利益は1,688百万円(前年同四半期比7.5%増)となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は338,724百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,560百万円増加いたしました。主な増加は、有価証券13,011百万円であり、主な減少は現金及び預金6,766百万円、投資有価証券1,159百万円、長期貸付金1,041百万円等であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は161,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,040百万円増加いたしました。主な増加は、前受収益8,377百万円及び資産除去債務2,422百万円等であります。

当第1四半期連結会計期間末における少数株主持分を含めた純資産は176,860百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,479百万円減少いたしました。主な減少は四半期純損失1,053百万円及び剰余金の配当金の支払2,019百万円並びに子会社株式の取得等による少数株主持分の減少2,906百万円等であります。また、自己資本比率は52.2%となり、前連結会計年度末と比べて1.6ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失は743百万円となりましたが、減価償却費6,185百万円及びのれん償却額270百万円、前受収益の増加8,377百万円等があり、15,669百万円の収入(前年同四半期は15,617百万円の収入)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、子会社株式の取得による支出2,940百万円、有価証券の取得による支出2,997百万円及び有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出5,318百万円等により、8,249百万円の支出(前年同四半期は10,215百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払による支出1,906百万円及び長期借入金の返済による支出1,107百万円等により、3,184百万円の支出(前年同四半期は3,122百万円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末の残高は70,980百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、67百万円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,500,000
計	14,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,446,037	3,446,037	㈱東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	3,446,037	3,446,037	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ（現スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注2)	1,158
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,158
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	126,105
新株予約権の行使期間	自:平成19年4月2日 至:平成22年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 126,105 資本組入額 63,053
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ（現スカパーJSAT株式会社）が、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合。

取締役又は従業員が、当社と競争する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合。

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注2)	2,522
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	2,522
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	85,953
新株予約権の行使期間	自:平成19年8月1日 至:平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 85,953 資本組入額 42,977
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現 スカパーJSAT株式会社)が、平成17年6月24日開催の定時株主総会の特別決議において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合。

取締役又は従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合。

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注2)	1,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,180
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	70,256
新株予約権の行使期間	自:平成20年10月1日 至:平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,256 資本組入額 35,128
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(現スカパーJSAT株式会社)が、平成18年8月30日開催の取締役会決議において、会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的である株式(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、株式無償割当て、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(注3) 当社が当社株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式の分割又は株式の併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、当社株式につき新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、当社株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除き、株式無償割当てを含む。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注4) (1) 新株予約権を割り当てられた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

取締役が解任された場合又は従業員が諭旨解雇若しくは懲戒解雇された場合。

取締役又は従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合、ただし、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

従業員について、諭旨解雇又は懲戒解雇の原因となる事由が、退職後に発覚した場合。

第三者に対して新株予約権の譲渡、質入、担保権設定その他の処分を行った場合。

(2) 新株予約権者は、新株予約権1個について、これを分割して行使することはできない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。新株予約権者が死亡した場合、上記(1)に定める行使の条件は適用されない。

(注5) 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。但し、下記の方針に沿う記載のある吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使条件ならびに新株予約権の取得事由

上記4及び下記7に準じて決定する。

(注6) 新株予約権の取得事由

(1) 下記に掲げる議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株主交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を認める。

平成19年4月2日の株式移転に際し、当社子会社であるジェイサット株式会社（現 スカパーJSAT株式会社）が発行した新株予約権に代わるものとして交付した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	1,200
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社子会社であるジェイサット株式会社（現 スカパーJSAT株式会社）が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第238条第2項及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合。

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役員に就任した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合。

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

- a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,135
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	4,540
新株予約権の行使時の払込金額(注3)	1株当たりの払込価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	自:平成20年12月22日 至:平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,150 資本組入額 38,575
新株予約権の行使の条件(注4)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注5)	-

(注1) 当社会社であるジェイサット株式会社(現 スカパー-JSAT株式会社)が、平成18年6月27日開催の定時株主総会の特別決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注2) 当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(注3) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1個当たりの払込金額である金7万7150円に、上記に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注4) (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利の行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。

(3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、上記の権利行使期間中といえども、新株予約権を行使することができない。

禁錮以上の刑に処せられた場合、

新株予約権者が解任された場合又は当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合、

新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位を辞した場合、ただし任期満了による退任、定年退職、転籍その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が当社以外の当社と競合する衛星通信事業又は衛星放送事業を目的とする会社の役員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申出た場合、

(注5) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発効日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

- a. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について当社株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- b. 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	3,446,037	-	10,000	-	100,000

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 80,518	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,365,519	3,365,519	-
発行済株式総数	3,446,037	-	-
総株主の議決権	-	3,365,519	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(株)スカパーJSAT ホールディングス	東京都港区赤坂一丁目 14番14号	80,518	-	80,518	2.34
計	-	80,518	-	80,518	2.34

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	41,200	37,150	33,850
最低(円)	36,650	30,900	31,050

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,969	37,736
受取手形及び売掛金	18,650	18,660
有価証券	46,502	33,490
番組勘定	1,934	3,552
商品	419	420
貯蔵品	427	455
その他	16,743	14,454
貸倒引当金	503	571
流動資産合計	115,143	108,199
固定資産		
有形固定資産		
通信衛星設備	105,193	108,558
建設仮勘定	15,945	12,428
その他	46,799	46,528
有形固定資産合計	167,938	167,515
無形固定資産		
のれん	10,468	10,690
その他	5,976	6,348
無形固定資産合計	16,445	17,039
投資その他の資産		
投資有価証券	20,038	21,198
長期貸付金	7,951	8,992
その他	11,336	12,348
貸倒引当金	130	131
投資その他の資産合計	39,196	42,408
固定資産合計	223,580	226,964
資産合計	338,724	335,163

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,526	2,737
1年内返済予定の長期借入金	9,803	9,779
未払金	12,289	12,144
未払法人税等	164	446
引当金	576	782
その他	28,977	20,866
流動負債合計	54,337	46,757
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	76,689	77,730
引当金	2,989	2,901
その他	7,847	4,434
固定負債合計	107,526	105,066
負債合計	161,864	151,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	158,193	158,193
利益剰余金	14,250	17,324
自己株式	3,883	3,883
株主資本合計	178,560	181,634
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	569	473
繰延ヘッジ損益	496	33
為替換算調整勘定	809	935
評価・換算差額等合計	1,875	1,376
新株予約権	62	62
少数株主持分	112	3,019
純資産合計	176,860	183,339
負債純資産合計	338,724	335,163

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
営業収益	34,990	35,171
営業原価	21,157	21,285
営業総利益	13,833	13,886
販売費及び一般管理費	9,801	12,841
営業利益	4,031	1,045
営業外収益		
受取利息	286	172
受取配当金	18	13
その他	180	26
営業外収益合計	485	212
営業外費用		
支払利息	413	353
持分法による投資損失	179	135
その他	163	304
営業外費用合計	756	794
経常利益	3,760	463
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3	24
投資有価証券売却益	-	144
その他	-	0
特別利益合計	3	169
特別損失		
固定資産除却損	46	70
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	990
その他	3	315
特別損失合計	50	1,376
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	3,713	743
法人税、住民税及び事業税	252	108
法人税等調整額	1,542	213
法人税等合計	1,794	322
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	-	1,066
少数株主利益又は少数株主損失 ()	18	12
四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,900	1,053

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	3,713	743
減価償却費	5,560	6,185
のれん償却額	307	270
受取利息及び受取配当金	304	186
支払利息	413	353
持分法による投資損益(は益)	179	135
固定資産除却損	46	70
売上債権の増減額(は増加)	714	10
番組勘定の増減額(は増加)	1,321	1,618
未払金の増減額(は減少)	3,248	145
未払消費税等の増減額(は減少)	77	691
前受収益の増減額(は減少)	7,228	8,377
その他	210	864
小計	16,064	16,063
利息及び配当金の受取額	363	175
利息の支払額	412	256
法人税等の支払額	398	312
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,617	15,669
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,000	-
有価証券の取得による支出	-	2,997
有価証券の売却及び償還による収入	-	1,353
有形固定資産の取得による支出	8,297	4,915
有形固定資産の売却による収入	2	102
無形固定資産の取得による支出	529	403
投資有価証券の売却及び償還による収入	237	997
子会社株式の取得による支出	293	2,940
関係会社株式の取得による支出	572	553
長期貸付金の回収による収入	1,144	1,107
その他	92	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,215	8,249
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	71	165
長期借入金の返済による支出	1,161	1,107
配当金の支払額	1,881	1,906
少数株主への配当金の支払額	7	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,122	3,184
現金及び現金同等物に係る換算差額	147	17
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,427	4,253
現金及び現金同等物の期首残高	40,419	66,727
現金及び現金同等物の四半期末残高	42,847	70,980

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、株式会社スカパー・ウェルシンクは、当社の連結子会社であるスカパーJSAT株式会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>株式会社eTENは、当社の連結子会社である株式会社スカパー・ブロードキャスティングに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>9社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用非連結子会社</p> <p>持分法適用非連結子会社の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において、「BLUE DRAGON」他1社は、業務執行権の喪失に伴い支配力がなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>変更後の持分法適用非連結子会社の数</p> <p>4社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計処理基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は43百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は1,034百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,385百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 159,607百万円	有形固定資産の減価償却累計額 154,878百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要なもの	販売費及び一般管理費のうち主要なもの
給与手当 1,198百万円	給与手当 1,050百万円
広告宣伝費 1,768百万円	広告宣伝費 2,196百万円
販売促進費 1,732百万円	販売促進費 4,447百万円
代理店手数料 1,240百万円	代理店手数料 1,106百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 44,847百万円	現金及び預金勘定 30,969百万円
有価証券 796百万円	有価証券 46,502百万円
計 45,643百万円	計 77,471百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2,000百万円	MMF等を除く償還期限が3ヶ月を超える有価証券 6,490百万円
償還期限が3ヶ月を超える有価証券 796百万円	現金及び現金同等物 70,980百万円
現金及び現金同等物 42,847百万円	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,446,037株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 80,518株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 62百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,019	600	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	有料多チャンネル 事業(百万円)	衛星事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
営業収益及び営業損益					
営業収益					
(1) 外部顧客に対する営業収益	27,552	7,438	34,990	-	34,990
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	14	231	245	245	-
計	27,567	7,669	35,236	245	34,990
営業利益	2,638	1,570	4,209	177	4,031

(注1) 事業区分の方法

事業は、経営管理体制の観点から区分しております。

(注2) 事業区分の方法の変更

事業区分の方法については、従来、通信衛星というインフラを利用する広義の放送業務を主たる事業とする「放送関連事業」と通信衛星というインフラの構築・管制・運用等を主たる事業とする「衛星運営事業」に経営管理体制の観点から大別しておりましたが、前第3四半期連結会計期間より当社グループの主要事業子会社である株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ、ジェイサット株式会社及び宇宙通信株式会社の合併(合併会社の商号はスカパーJSAT株式会社)を実施し、事業の一体化を実現したことを契機に、同社が新たに構築した内部管理上の事業区分を基礎として以下のとおり区分を変更いたしました。

従来の「衛星運営事業」に含めていた有料多チャンネル放送業務にかかる営業収益及び営業費用を「放送関連事業」に含めることとし、併せて、「放送関連事業」を「有料多チャンネル事業」、「衛星運営事業」を「衛星事業」に名称変更いたしました。

また、技術部門及び管理部門も一体化されたことに伴い、これらの部門に係る費用は、主として用役の提供度合いを表す一定の配賦基準で各事業へ配賦する方法を採用いたしました。

なお、従来の方法と比較し、前第1四半期連結累計期間の営業収益は、有料多チャンネル事業が3,357百万円増加し、衛星事業が5,515百万円減少し、消去又は全社が2,158百万円増加いたしました。営業利益においては、有料多チャンネル事業が2,154百万円増加し、衛星事業が2,366百万円減少し、消去又は全社が212百万円増加いたしました。

(注3) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
有料多チャンネル事業	有料多チャンネル放送及び関連放送事業
衛星事業	通信衛星を利用した各種通信事業及び通信衛星インフラの構築・管制・運用等の事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載は省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外営業収益は、連結営業収益の10%未満のため記載は省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、当社事業の中核となる連結子会社であるスカパーJSAT株式会社にサービス別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、スカパーJSAT株式会社の事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「有料多チャンネル事業」及び「衛星事業」の2つを報告セグメントとしております。

「有料多チャンネル事業」は、各チャンネルを運営する放送事業者に、通信衛星回線の提供や顧客管理業務等のプラットフォームサービスの提供を行うとともに、通信衛星や光ファイバ等の回線を利用して放送を行う事業です。「衛星事業」は、政府・公共団体や企業にデータ通信や移動体通信等の衛星通信サービスを提供するとともに、通信衛星の管制・運用サービス等を提供する事業です。

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

	有料多チャンネル 事業（百万円）	衛星事業 （百万円）	合計（百万円）	調整額 （百万円） （注1）	四半期連結損益 計算書計上額 （百万円） （注2）
営業収益					
外部顧客への営業収益	27,505	7,666	35,171	-	35,171
セグメント間の内部営業収益又は振替高	12	188	200	200	-
計	27,517	7,854	35,372	200	35,171
セグメント利益又は損失（ ）	458	1,688	1,229	184	1,045

（注1）セグメント利益又は損失（ ）の調整額 184百万円には、セグメント間取引消去53百万円と、各報告セグメントに配分していない全社費用 238百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（注2）セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	52,498円68銭	1株当たり純資産額	53,560円19銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	564円58 銭	1株当たり四半期純損失金額	313円15 銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しませんので記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	1,900	1,053
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	1,900	1,053
普通株式の期中平均株式数(株)	3,365,519	3,365,519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権6種類(新株予約権の数9,221個)。この詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(新株予約権の数6,295個)。この詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成22年5月12日開催の取締役会において、平成22年3月31日現在の株主名簿に記載または記録されている株主に対する期末配当として、1株当たり600円の配当を行うことを決議しました。

配当財産の種類及びその総額 金銭による配当 総額2,019百万円

株主に対する配当財産の割当 1株当たり600円

当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成22年6月28日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月4日

株式会社スカパーJSATホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJ S A Tホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJ S A Tホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月3日

株式会社スカパーJSATホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 伸章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スカパーJ S A Tホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スカパーJ S A Tホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。